



長生郡市広域市町村圏組合水道部

**料金改定に係る
水道審議会
(第3回)**



水道審議会（第3回）

目次

1. 新料金表（案）について

参考. 県内の水道料金水準の比較

検討方針

方針1 水道料金は「算定要領」にそって算定する。

方針2 改定率は28%とする。

○ 28%改定後の総括原価を確保できるように、料金体系を検討する。

方針3 基本料金について

○ 現行の家事用を構成する口径は13mm、20mmが大半を占めることから、一般家庭で料金負担に差が生じないように、口径13mm、20mmの基本料金は同一とする。

○ 25mm以上の基本料金は、近隣事業体を参考に設定する。

方針4 従量料金について

○ 現状では基本水量（ひと月8³mまで）の範囲で水道を使用している少量使用者への負担軽減を目的として、「0～5³m」「6～8³m」の従量料金単価は低廉な価格で設定する。

○ 口径別の平均改定率を踏まえ、負担の公平性に配慮する。

新料金表（案）の概要

- 使用水量が小さい区分の従量単価を下げ、一般家庭への料金値上げの影響を減らした。
- 家事用を主に構成する13mmと20mmの基本料金をそろえた。
- 料金改定の負担が特定の区分に集中しないよう配慮した。

主に一般家庭で使用される口径の基本料金を同一料金とし、一般家庭に与える影響を配慮

基本水量の廃止の影響を低減するため、従量料金単価を低く抑え、使用水量の少ない単身世帯へ配慮

区分	量水器 口径	基本料金 (1カ月あたり)	従量料金（1カ月あたり）							
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階
			0m ³ 以上 5m ³ 以下	6m ³ 以上 8m ³ 以下	9m ³ 以上 15m ³ 以下	16m ³ 以上 30m ³ 以下	31m ³ 以上 50m ³ 以下	51m ³ 以上 100m ³ 以下	101m ³ 以上 500m ³ 以下	501m ³ 以上
一般用	13mm	1,500	10	50	220	270	310	360	390	410
	20mm	1,500	10	50	220	270	310	360	390	410
	25mm	3,000	10	50	220	270	310	360	390	410
	30mm	4,000	10	50	220	270	310	360	390	410
	40mm	8,000	10	50	220	270	310	360	390	410
	50mm	15,000	10	50	220	270	310	360	390	410
	75mm	39,000	10	50	220	270	310	360	390	410
	100mm	81,000	10	50	220	270	310	360	390	410
	150mm	161,000	10	50	220	270	310	360	390	410
	200mm	246,000	10	50	220	270	310	360	390	410

単位：税抜円

口径別の給水件数などの給水状況が類似している近隣事業体を参考に設定

需要により浄水場などの大きさが決まることから、たくさんの水を使う方への負担を見直し、公平性を確保

改定率の状況

【改定率の具体例】

- 家事用、営業用、工場用では、24～46%程度である。
- 官公署用は、45～55%程度と高い傾向にある。

【口径別の平均改定率】

- 13mm や 20mm は、25%前後に抑えられている。
- 30mm 以上は、35%程度となっており、中～大口径の負担がやや大きい。
- なお、100mmは、給水件数・給水量ともに少ないため、基本料金を設定した影響で改定率がかなり大きい数値となった。

【口径別の改定率（具体例）】

■水道料金の例（1か月あたり） 税抜円

区分	口径	使用水量	主な用途	現行料金	改定後
一般用	13 mm	20m ³	家事用	3,585	4,590
	20	20m ³	家事用	3,585	4,590
	25	40m ³	営業用	9,005	11,890
	30	400m ³	営業用	121,505	150,990
			官公署用	104,000	150,990
	40	500m ³	営業用	153,005	193,990
			官公署用	130,000	193,990
	50	500m ³	営業用	153,005	200,990
			官公署用	130,000	200,990
	75	1,000m ³	工場用	322,500	429,990
	100	1,000m ³	工場用	322,500	471,990
	150	10,000m ³	工場用	3,292,500	4,241,990
200	10,000m ³	工場用	3,292,500	4,326,990	
浴場用	100m ³	—	18,000	23,000	
臨時用	500m ³	—	260,000	335,000	

■代表的な使用水量における使用料金の改定率

区分	口径	主な用途	改定後
一般用	13 mm	家事用	28%
	20	家事用	28%
	25	営業用	32%
	30	営業用	24%
			官公署用
	40	営業用	27%
			官公署用
	50	営業用	31%
			官公署用
	75	工場用	33%
	100	工場用	46%
	150	工場用	29%
200	工場用	31%	
浴場用	—	28%	
臨時用	—	29%	

単身	口径	使用水量	主な用途	現行料金	改定後
単身	13 mm	10m ³	家事用	1,710	2,140
	20	10m ³	家事用	1,710	2,140

※各口径の現行料金は「主な用途」の欄に記載した用途での料金を記載した。

単身	口径	主な用途	改定率
単身	13 mm	家事用	25%
	20	家事用	25%

【口径別の改定率（平均）】





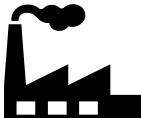
項目 口径(mm)	改定後					
	給水件数 (件)	年間水量 (千m ³)	料金収入 (百万円/年)	1か月1件当たり		供給単価 ① (円/m ³)
				水量 (m ³)	料金 (円)	
A	B	C	D=B/A/12	E=C/A/12	F=C/B	
13 mm	59,137	9,662	2,469	14	3,479	255.54
20	8,874	2,185	565	21	5,304	258.53
25	593	474	168	67	23,576	353.82
30	168	298	112	148	55,447	374.60
40	208	681	270	273	108,338	397.19
50	105	619	257	491	203,713	414.63
75	28	529	225	1,576	670,557	425.61
100	2	10	6	437	246,458	563.71
150	3	743	310	20,630	8,601,250	416.93
200	0	0	0			
合計	69,118	15,202	4,381	18	5,283	288.21

供給単価		平均改定率
改定前 (円/m ³)	改定後 (円/m ³)	
②	①	改定後/改定前-100 ①/②-1
202.17	255.54	26%
207.86	258.53	24%
276.11	353.82	28%
284.73	374.60	32%
293.77	397.19	35%
306.39	414.63	35%
316.33	425.61	35%
317.59	563.71	77% ※
329.72	416.93	26%
224.69	288.21	28%

※使用水量が少ないため

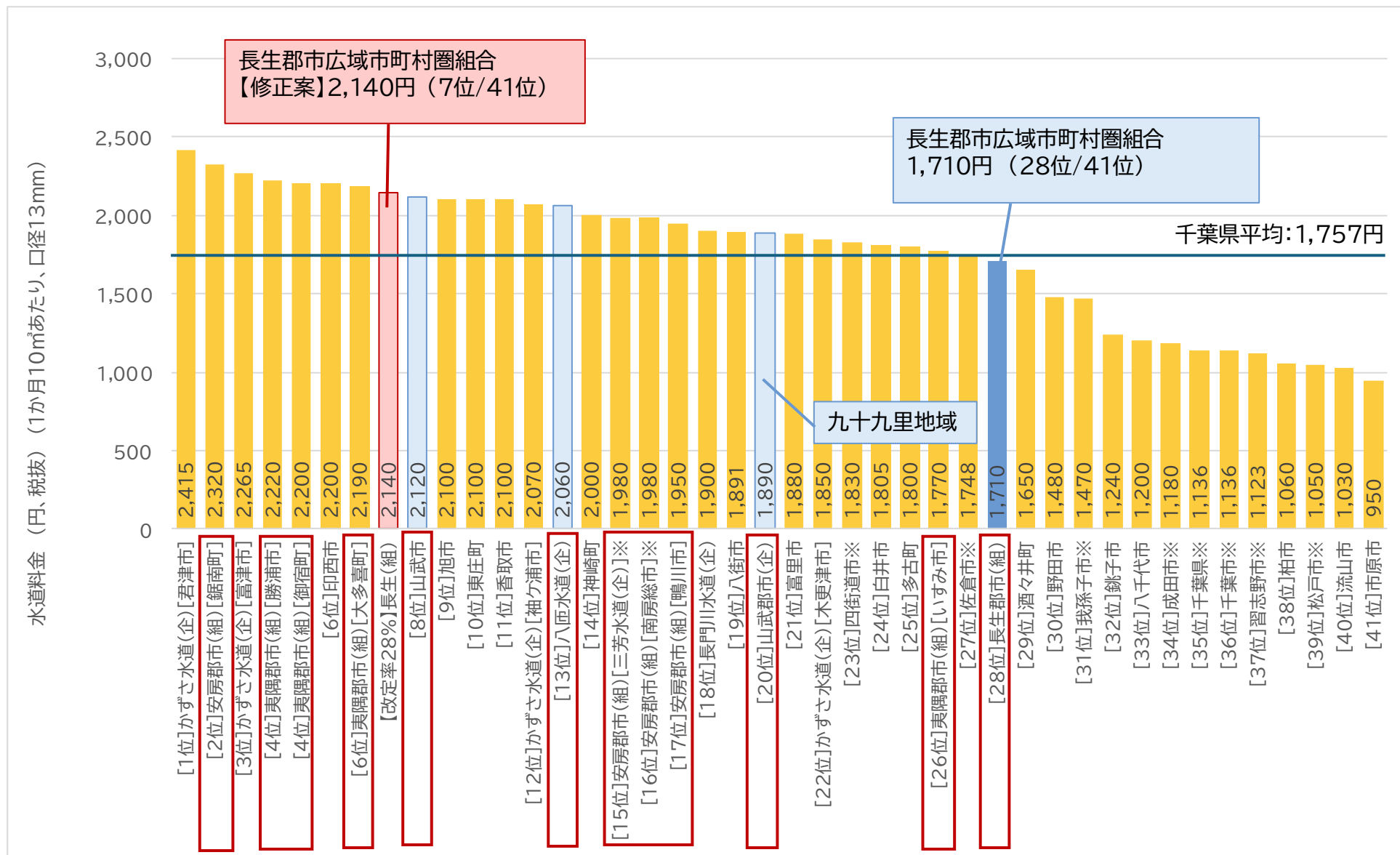
まとめ

- 新料金表（案）では、**単身世帯及び一般家庭への負担の増加を抑制し、需要者間の負担の公平性に配慮した。**
- 現状の家事用を構成する口径は13mmと20mmがほとんどであることから、口径13mm、20mmの基本料金を同一とした。

区分	 単身世帯		 2人暮らし世帯		 ファミリー世帯		 商店		 工場		
	10m ³		20m ³		40m ³		200m ³		10,000m ³		
口径	13mm	20mm	13mm	20mm	13mm	20mm	30mm	40mm	100mm	150mm	
水道料金	現行	1,710円		3,585円		8,085円		58,505円		3,292,500円	
	改定案	2,140円	2,140円	4,590円	4,590円	10,390円	10,390円	72,990円	76,990円	4,161,990円	4,241,990円
		+430円 25%増	+430円 25%増	+1,005円 28%増	+1,005円 28%増	+2,305円 29%増	+2,305円 29%増	+14,485円 25%増	+18,485円 32%増	+869,490円 26%増	+949,490円 29%増

※水道料金は1か月あたり。単位は税抜

単身世帯（口径13mm、1か月10m³）

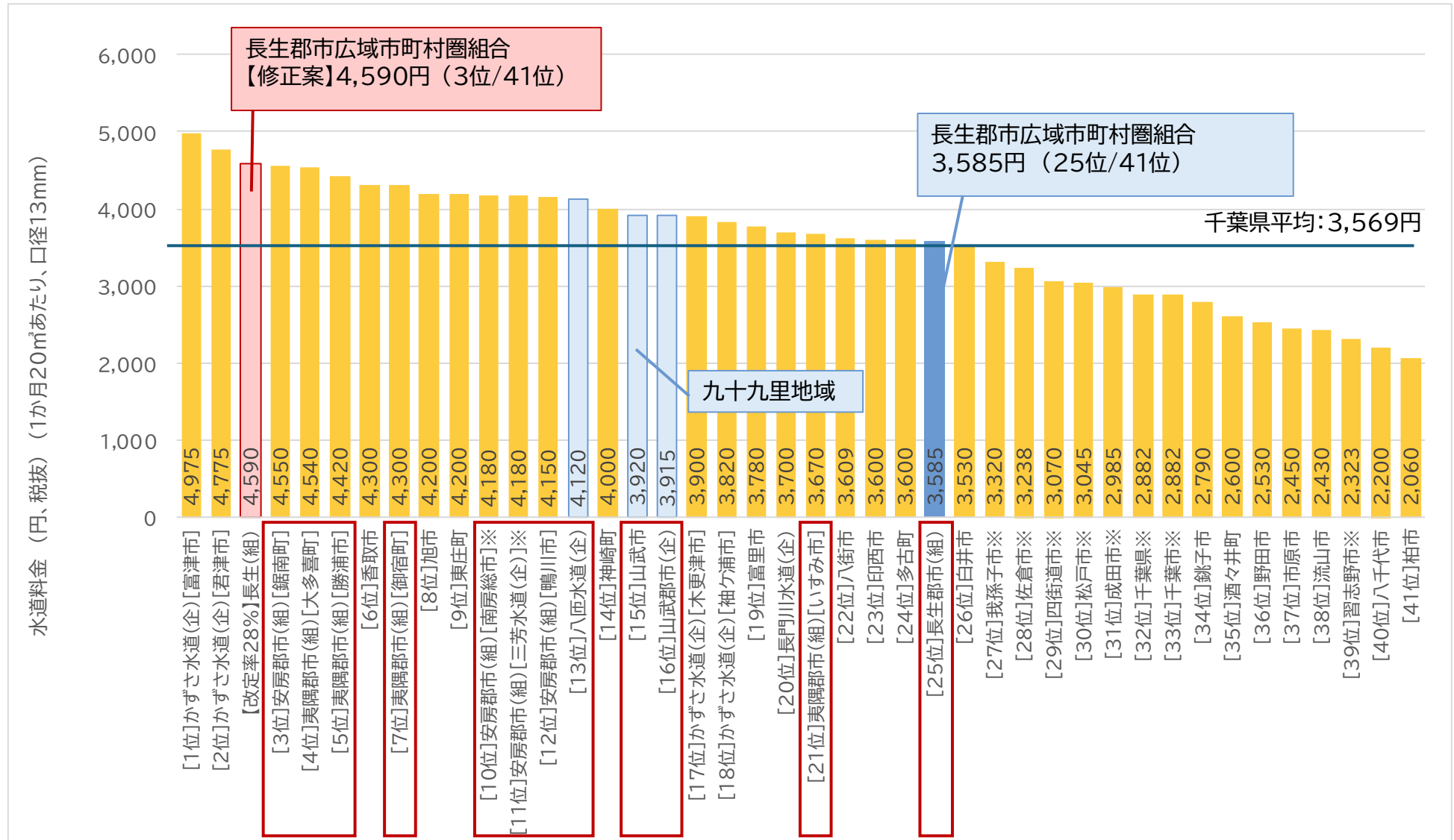


出典: 令和6年度決算状況調査

※令和8年4月までに改定を行った事業体で、水道料金は改定後

☐ : 九十九里・南房総地域の末端給水事業体

2人暮らし世帯（口径13mm、1か月20m³）

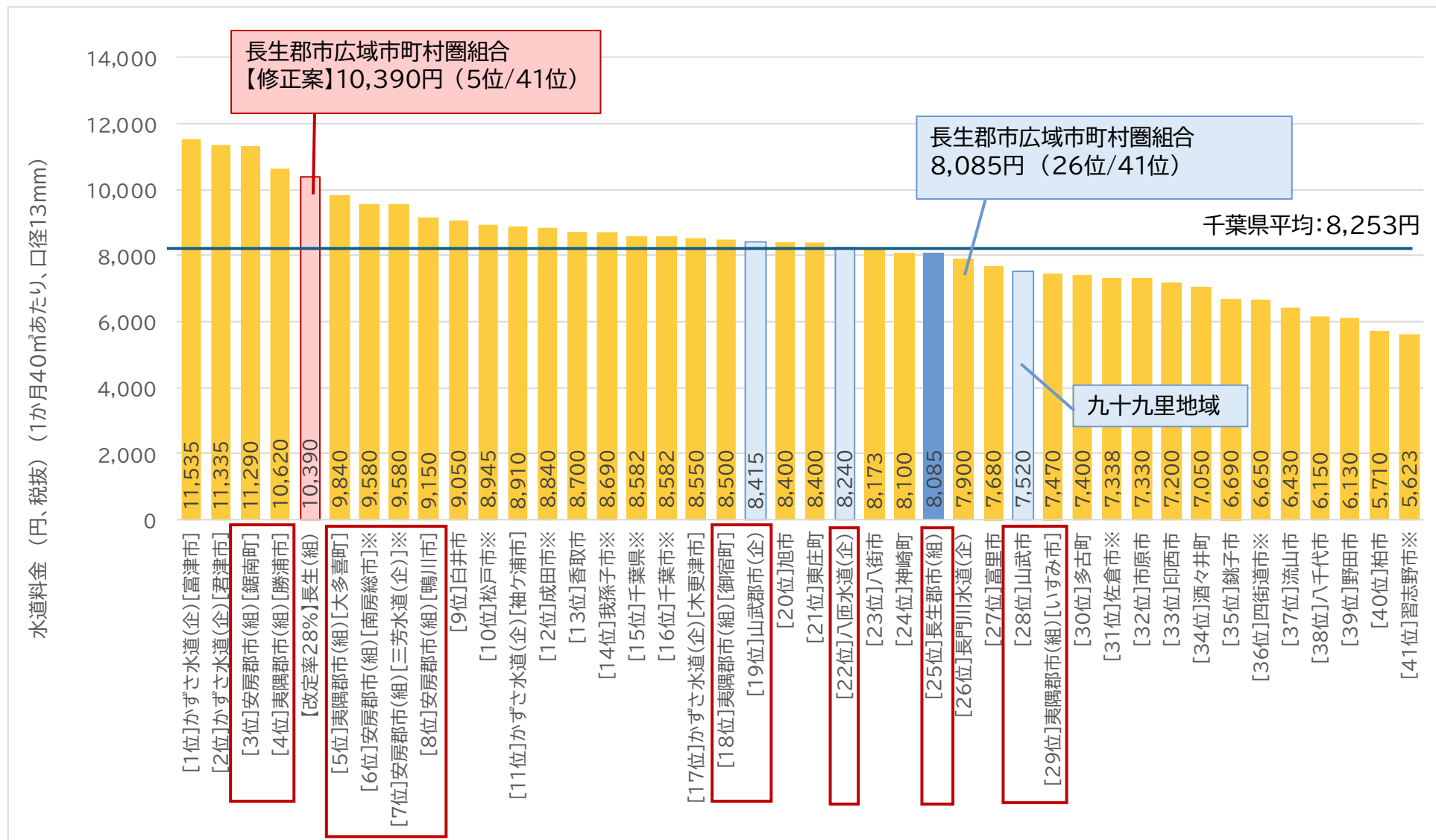


出典: 令和6年度決算状況調査

※令和8年4月までに改定を行った事業者で、水道料金は改定後

☐: 九十九里・南房総地域の末端給水事業者

ファミリー世帯 (口径13mm、1か月40m³)

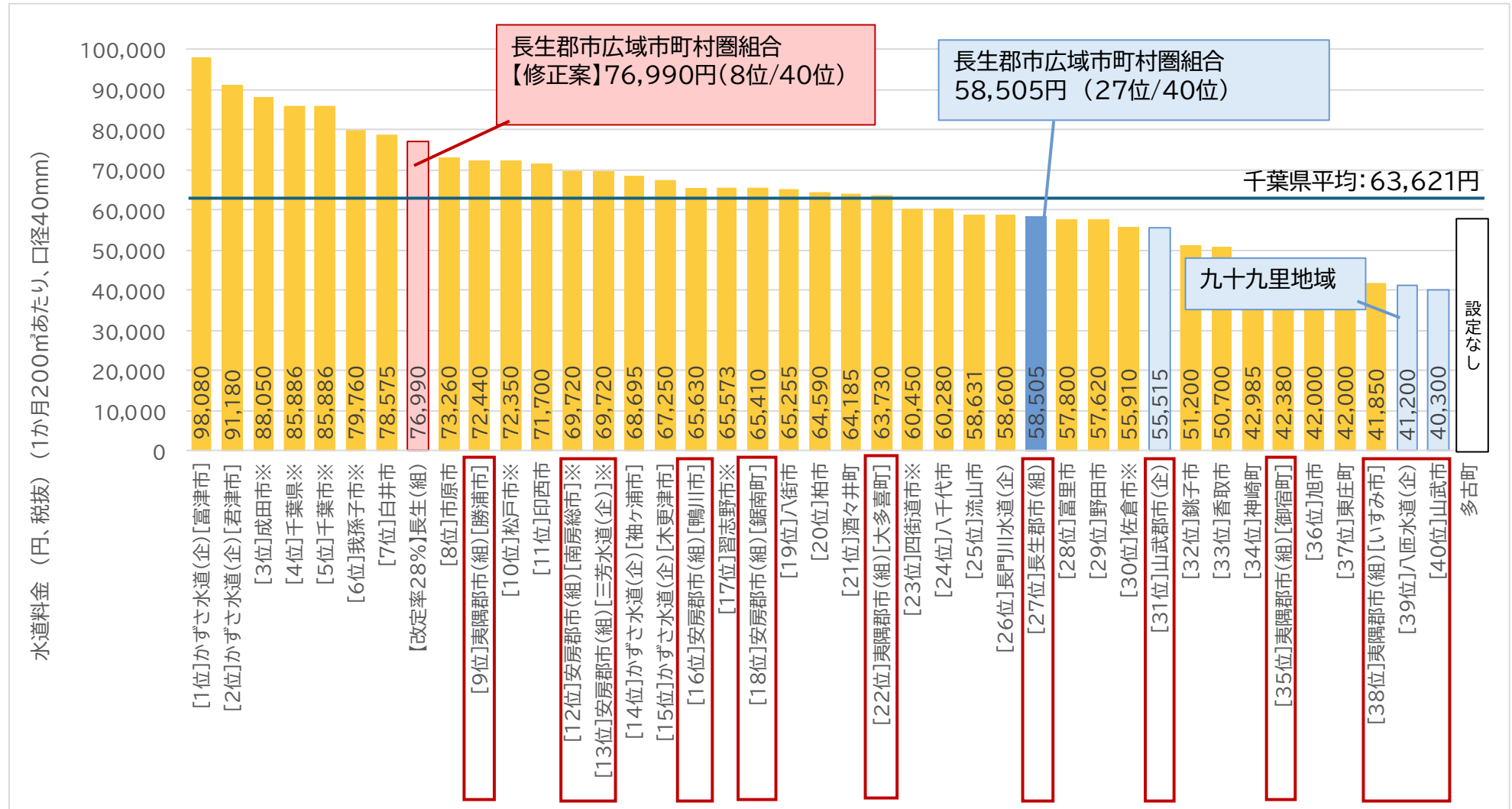


出典: 水道料金表(令和7年4月1日現在)

※令和8年4月までに改定を行った事業者で、水道料金は改定後

☐ : 九十九里・南房総地域の末端給水事業者

商店 (口径40mm、1か月200m³)



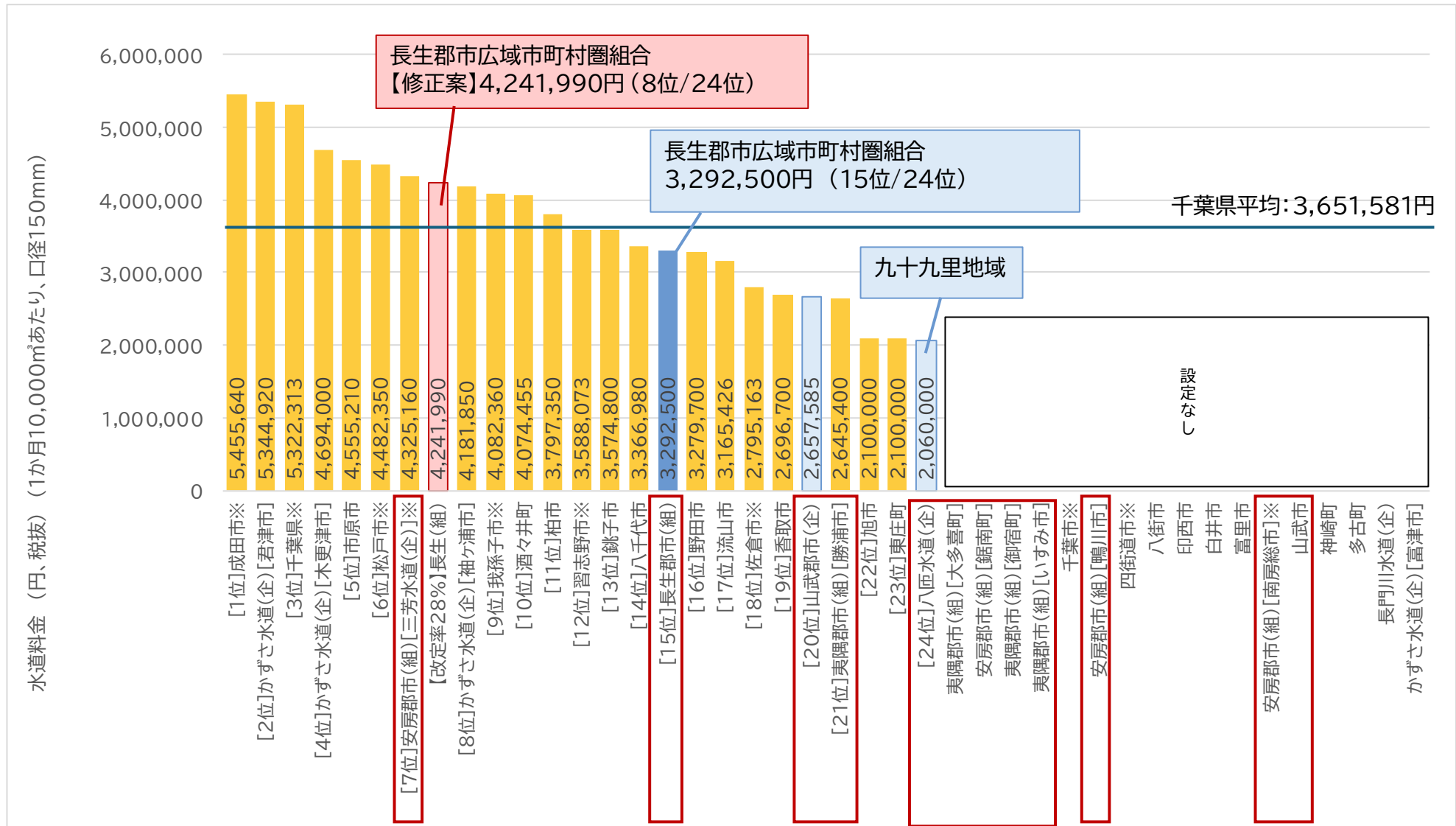
出典: 水道料金表(令和6年4月1日時点)

※令和8年4月までに改定を行った事業者で、水道料金は改定後

☐ : 九十九里・南房総地域の末端給水事業者

※「設定なし」…40mmの基本料金が設定されておらず、水道料金が算定できないことを示す。

工場 (口径150mm、1か月10,000m³)



出典:水道料金表(令和6年4月1日時点)

※令和8年4月までに改定を行った事業者で、水道料金は改定後

※「設定なし」…150mmの基本料金又はメーター使用料が設定されておらず、水道料金が算定できないことを示す。

☐ :九十九里・南房総地域の末端給水事業者